主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人安田善太郎の上告趣意(後記)第一点は憲法違反を主張するけれども、犯行当時心神耗弱であつたからとて、所論検察官の聴取書が同様の状態であつたと認められない。よつてこの点の論旨は採用し難い。その余の論旨は何れも刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四○八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月一六日

最高裁判所第二小法廷

茂			山	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	<b>/</b> ]\	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官